「福島県エネルギー政策検討会」について

1	検討会発足に至った経緯	 4
2	検討会開催の状況	 4
3	意見交換会における講師の主な発言	 7
	福島県エネルギー政策検討会(設置要綱)	 1 0

[MEMO]

「福島県エネルギー政策検討会」について

1 検討会発足に至った経緯

福島県では平成8年の「三県知事提言」や、平成10年のプルサーマル計画事前 了解時の要請などを通じ、機会あるごとに原子力政策の水平展開や、新しい体質で の原子力政策の推進を国や事業者に対して申し入れてきた。

しかしながら、その後もMOX燃料データ改ざんやJCO事故など不祥事が相次いで発生しており、国や事業者の原子力行政の進め方は三県知事提言をした平成8年以降も何ら変わっておらず、国民・県民の理解は大きく後退している。

また、平成13年2月、東京電力は新規電源開発の凍結を発表した。これは、電力自由化など電力需給を巡る構造的な大転換の中で、事業者により一方的に打ちだされたものである。このことは本県のような電源地域にとって、地域の存立を左右するほどの大きな問題である。今回の東京電力の新規電源開発の見直しは、常磐共同火力増設計画の凍結に続き、事前の約束が反故にされた二度目の出来事になる。

本県はこれまで約1世紀にわたって、国のエネルギー政策と事業者の事業展開に協力し、首都圏に対する重要な電力供給を担い、我が国の経済の発展と国民生活の維持向上に貢献してきたが、上記の状況を踏まえ、電源立地県としての立場で、原子力政策のあり方や電源地域の振興方策等、エネルギー政策全般について検討していくこととした。

2 検討会開催の状況

福島県エネルギー政策検討会設置(平成13年5月21日)

『県民の意見を聴く会』(平成13年5月31日) 様々な立場の12名の方々から216項目に及ぶ意見を伺った。

第1回検討会

日 時;平成13年6月12日(火)午後3時30分~4時

議事;「県民の意見を聴く会」の開催結果について

 ・「エネルギー政策検討会」における検討テーマについて 当面の検討テーマを以下の4つとした。
21世紀の科学技術と人間社会のあり方 エネルギー政策について 原子力政策について 地域振興について

・今後の「エネルギー政策検討会」の開催について

第2回検討会(意見交換会)

日 時;平成13年7月23日(月)午後3時~5時

講師;国際基督教大学教授村上陽一郎氏

演題;「21世紀における科学技術と人間社会のあり方」

第3回検討会(意見交換会)

日 時;平成13年7月31日(火)午後1時30分~3時30分

講 師;三菱化学生命科学研究所社会生命科学研究室長 米本昌平 氏 演題;「21世紀における科学技術と人間社会のあり方」

第4回検討会(意見交換会)

日 時; 平成13年8月6日(月)午後1時30分~3時30分

講 師;㈱日本総合研究所 主任研究員 飯田哲也 氏 演題:「エネルギー政策について」

第5回検討会(意見交換会)

日 時;平成13年8月22日(水)午後3時~5時

講 師;京都大学経済研究所 所長 佐和隆光 氏 演題;「エネルギー政策について」

第6回検討会

日 時;平成13年9月10日(月)午後3時~4時

議事;エネルギー政策検討会(意見交換会)の内容について テーマ「21世紀における科学技術と人間社会のあり方」や「エネル ギー政策について」に係る意見交換の内容について整理した。

第7回検討会(意見交換会)

日 時; 平成13年9月17日(月)午後2時30分~4時30分

講 師;岩手県立大学 学長 西澤潤一 氏 演題:「原子力政策について」

第8回検討会(意見交換会)

日 時; 平成13年10月22日(月)午後1時30分~3時30分

講 師;九州大学大学院 教授 吉岡 斉 氏 演題;「原子力政策について」

第9回検討会(意見交換会)

日 時;平成13年11月21日(水)午後2時~4時

講 師;東京大学大学院 教授 山地憲治 氏 演題;「原子力政策について」

第10回検討会(意見交換会)

日 時; 平成13年11月26日(月)午後1時15分~3時05分

講 師;京都大学大学院 教授 神田啓治 氏 演題;「原子力政策について」

第11回検討会

日 時;平成14年1月7日(月)午前10時~11時20分

議事;エネルギー政策検討に係る主な論点と検討課題について 10回の検討会における検討を踏まえ、主要な論点と検討課題を整理 した。

主要な論点

電力需給構造の変化をどう見るべきか 新エネルギーの可能性はどうか。 原子力発電の今後の位置づけをどう考えるべきか。 核燃料サイクルをどう考えるか エネルギー政策決定はどのようにあるべきか。

第12回検討会(意見交換会)

日 時;平成14年1月23日(水)午後2時~4時

講師;科学ジャーナリスト 中村政雄 氏 演題:「原子力政策について」

第13回検討会(意見交換会)

日 時;平成14年2月12日(火)午後2時~4時

講 師;物理学者・技術評論家 桜井 淳 氏 演題:「原子力政策について」

第14回検討会

日 時;平成14年3月11日(月)午前10時30分~11時45分

議事;「地域振興について」~統計データから見た電源立地地域~

第15回検討会(意見交換会)

日 時;平成14年3月25日(月)午後2時30分~4時30分

講 師;東京大学名誉教授 朝田泰英氏 演題;「原子力政策について」

第16回検討会

日 時; 平成14年4月15日(月)午前10時18分~10時32分

議事:・福島県エネルギー政策検討会のこれまでの経緯等について

・福島県エネルギー政策検討会設置要綱の一部改正について

・エネルギー政策等の海外(欧州)調査について

第17回検討会

日 時;平成14年6月11日(火)午後1時30分~3時30分

議事:「欧州におけるエネルギー政策について」

第18回検討会

日 時;平成14年7月8日(月)午前9時25分~9時35分

議事;・原子力委員会との意見交換について

・エネルギー政策検討会の「中間取りまとめ」について

第19回検討会

日 時;平成14年7月22日(月)午後2時~3時30分

議事;「地域振興について」

3 意見交換会における講師の主な発言

〔第2回〕村上 陽一郎氏

一般国民が科学技術の成果を自分たちの目的のために収奪するために、国民は科学技術について勉強し、レイ・エクスパーツ(非専門的専門家)にならなければならない。

科学技術を倫理面から規制するのは限界があり、むしろ情報公開を徹底して、国民が知識を共有することが大事である。

[第3回]米本 昌平氏

日本における『構造化されたパターナリズム』(霞ヶ関が政策提案をできる唯一の所で、ここに全てを任せておけばよいとする風土・考え方)を打破するために、外部にシンクタンクを作り、権威・権力の再配分を図る必要がある。

地球温暖化防止のための原子力を担ぎ出すのは、温暖化問題が非常に難しく長期的視点で考えるものなのに、原子力はせいぜい30年のプログラムで対策としては根本的なものにはならない。むしろ温暖化は温暖化してしまう地球に適応することを考えたほうがよい。

科学技術へのチェックは研究費へのシビリアンコントロール、国民からいえばタックスペイヤーとしてのコントロールで対処することになる。

〔第4回〕飯田 哲也氏

自然エネルギーの導入は新しいデモクラシー、環境政策の形成の核になる。

供給地と消費地との関係といえば、消費地は生産地の様々な痛みを共有できる制度、政策があるべきで、例えば使用済みの核燃料の中間貯蔵施設を消費地に設けることをオプションにして議論してみることもきっかけになる。

原子力政策については新規原発の建設や、使用済み核燃料の再処理などを凍結するモラトリアムの時間が必要である。

〔第5回〕佐和 隆光氏

地球温暖化防止のための二酸化炭素排出削減コストからみれば原子力は最も有効な手段ではあるが、日本を除く先進国がこれを選ばないのは、原子力の新増設に要する間接コストが巨額に及ぶからである。

電力自由化が完全に進めば、原子力は生き残れない。

原子力政策の国民的合意の形成については、原子力発電所の必要性に関する国民

的合意が必要であり、これが形成されていれば、国策として進めることの正当性を もつ。

〔第7回〕西澤潤一氏

プルサーマルというのは暫定技術である。

これから先、一番いい電源は水力ではないか。只見川のような多段式にすると環境に与える影響は非常に少ない。

〔第8回〕吉岡 斉氏

プルサーマル計画の安全性は、ウラン燃料使用時と比べ、差はあるが大差はない。 経済性、核不拡散の問題の方がより重要である。

わが国の原子力政策の基本とされている再処理方式は、経済性、核拡散抵抗性、 安全・環境特性、資源安定供給性のいずれの基準に照らしても直接処分方式よりも 劣る。核燃料サイクル政策は遠からず見直されるだろう。

地域振興策の中核としての電源三法は、さまざまの点で、今日の状況にそぐわなくなった。最終生産物(=電気)が、同じであるのにも関わらず、特に、原子力発電施設のみを特別に優遇することの正当性を立証することは難しい。

[第9回]山地 憲治氏

エネルギーの選択を世論で決めていいのかという議論もあり、きちんと技術評価をし、世論は心配を抱えているけれども、合理的なものであれば、むしろ世論に対して訴えて、合理的なものを受け入れてもらうというアクションをとるべき。

再処理は資源の回収のためにやるのか放射性廃棄物の処理・処分のためにやるのかといえば、今や後者しかない。OECD - NEA の評価では、使用済み燃料直接処分の方が少し安いという傾向が出ていることでもあり、それであれば、使用済み燃料直接処分というオプションをやはり検討する必要があるのではないか。

中間貯蔵は、本来、本格的にきちんと位置付けるべきものであり、使用済み燃料の対応としては一番重要なオプションとして位置付け、そのための技術の選定、施設・設備の立地等にもっと明示的な努力をすべきである。

国民的合意形成については、ステークホルダーと一般国民の間に専門家を置き、ステークホルダーと専門家で議論を詰めて、合理的かつ有効なオプションを専門家が複数提示し、当事者間で議論し、このプロセスが一般国民にも、見たいと思えば見えるようにしておく仕組みが必要である。

[第10回]神田 啓治氏

ドイツが原子力をやめても、ヨーロッパのどこかが安定していれば、EU 全体としては、実にうまいベストミックスをやっていることになる。ヨーロッパは共同体であって、特に電力は共同体で動いている。

プルトニウムは資源であり、プルサーマルは推進すべきと思う。資源が逼迫した ときに、絶対に日本の技術にみんな頼らざるを得なくなるはずである。有効な資源 は使っていくべきということから、プルサーマルはやった方が良い。

科学技術がこれだけ膨大なものになってくると、国民に情報や科学的な事実を十分に提供しながら、かつ合意を得ながら進めていかなければならない。

[第12回]中村 政雄氏

原子力委員会は原子力利用長期計画を策定しているが、その策定の過程が非常に不明瞭である。かつて原子力委員会の専門委員として平成6年の長期計画を担当したが、長期計画部会ではほとんど議論が無い。原子力委員会は、今の難しい時期に、「原子力はどうあるべきか。プルトニウムはなぜ利用しなければいけないのか。あるいはやめて良いのか。」の旗印をはっきりさせ、リーダーシップをとるべきだが、それが無い。そういう役に立たない原子力委員会なら要らない。

人類は今後、何百年、何千年と生き続ける。その間、文明を維持するためにエネルギーを必要とする。いま分かっているエネルギー源だけに頼れば、早晩エネルギー源はなくなり、人類はプルトニウムを利用せざるを得ない。だから長期的に判断すれば、日本にとっては少なくとも経済性はある。

〔第13回〕桜井 淳氏

人間であれば、何歳ぐらいを目途に成人病検診を実施するのが効果的なのかはっきりしている。ところが原子力発電については、今のところはっきりしていない。 唯一の数字を出しているのが、私と経済産業省原子力安全・保安院。

電力会社が作成した報告書、方針、技術管理の方法で、それを監督官庁や原子力 安全委員会が追認するようなことをやっている。監督官庁や原子力安全委員会は、 現場での詳細な技術基準や運転管理がどのように行われているかという細かいこと を把握していない。そのために電力会社が「これで」と言ったら、それを追認する 以外にないのが、今の日本の原子力安全規制の一番弱いところである。

〔第15回〕朝田 泰英氏

原子力設備を人体に例えることは確かに分かりやすいが、人体と同じだと言うと、 誤解を生んでしまう。それは、現象と時間の尺度が違うからである。

1つ1つの部品では物理寿命があるが、その集合体である設備にはそれがない。 物理寿命がない大型の設備に対して、どういう点で寿命を考えていくか。恐らくそれは経済寿命というもので考えたらいいだろう。

以上

議事録は、福島県ホームページを参照してください。

(http://www.pref.fukushima.jp/chiiki-shin/energy/kentou.htm)

福島県エネルギー政策検討会(設置要綱)

(設置)

第1条 電源立地県としての立場でエネルギー政策全般の検討を行い、今後の本県における電源立地や同地域のあり方等についての県の考え方を取りまとめるため、エネルギー政策検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) エネルギー政策全般に関すること。
 - (2) 電源立地地域における地域振興に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は知事、副会長は副知事及び出納長をもってあてる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

- 第5条 検討会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、検討会に付議する事案の調整を行うとともに、電源立地や同地域のあり方 等についての県の考え方の取りまとめに関する簡易な事項について協議調整する。
- 4 幹事会は幹事長を置き、幹事長は地域づくり推進室長をもってあてる。
- 5 幹事長は、必要に応じて関係室(課)長の幹事会への出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 7 幹事会には、必要に応じ事務局を置くことができる。

(庶 務)

第6条 検討会の庶務は、地域づくり推進室において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年8月 6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成14年4月 1日から施行する。

別表1(第3条関係)

知 事	生活環境部長	出納局長
副知事	保健福祉部長	企業局長
出納長	商工労働部長	教 育 長
総務部長	農林水産部長	警察本部長
企画調整部長	土木部長	

別表2(第5条関係)

幹事	地域づくり推進 室長	県民安全室長	企画推進室長
副幹事	税務課長	エネルギー政策グルー プリーダー	原子力安全対策 グループリーダー